

米沢市 LED 公衆街路灯設置費補助金 Q&A 参考

問1. 灯具交換をすでに行ってしまったが、対象になるか。

答1. 工事を実施する前に交付申請を行う必要があるため、補助の対象外です。

問2. 申請書を提出してから交付決定までどのくらいか。

答2. 更新、新設については令和8年6月30日(火)の提出締め切りまで、灯具交換については12月11日(金)の提出締め切りまで、受付順に速やかに審査の後、交付決定となります。なお、申請者の工事着工は、交付決定以降となります。

問3. 町内会で管理している10灯がすべて故障した。補助金を利用できるか。

答3. 「灯具交換」は団体の管理灯数の2割まで申請できます。今年度まとめて10灯具交換する場合は、その2灯分の灯具代のみ補助対象となります。(1灯につき上限5,000円)

問4. 町内会で50灯管理している。6月に5灯故障したため、補助申請した。10月に3灯故障した。追加で「灯具交換」補助申請できるか。

答4. 「灯具交換」は団体の管理灯数の2割まで申請できます。そのため、この町内会では、今年度は10灯まで申請できます。10月に故障した3灯についても今年度は補助対象になります。

問5. 更新と灯具交換を行いたいと思っているが、一枚の申請書で同時に申請できるか。

答5. 更新と灯具交換それぞれで、申請書を記入し申請してください。

問6. 申請書を提出したいが、どのように提出したら良いか。

答6. 返信用封筒は同封していませんが、郵送に必要な分の切手を貼付し、できるだけ封書で申請書を提出してください。